

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡市長

公表日

平成31年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする制度である。</p> <p>特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、以下のとおり。</p> <p>①児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>②児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務</p> <p>③児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>④児童扶養手当法第十六条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>⑤児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑥児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム, 統合宛名システム, 中間サーバ, 業務共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の第37の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条1～8項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二 第13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二主務省令」という。) 第12、19、35、36、44条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二第57の項 ・別表第二主務省令第31条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来局こども部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 総務企画局 行政部 情報公開室 TEL 092-711-4129 FAX092-733-5619
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8の1 こども未来局こども部こども家庭課 TEL 092-711-4238 FAX092-733-5534

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども家庭課長 三浦 隆	こども家庭課長 金子 りか	事後	人事異動に伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日時点	平成28年6月30日時点	事後	しきい値の時点修正に伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成28年7月1日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月30日時点	平成28年6月30日時点	事後	しきい値の時点修正に伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	こども家庭課長 金子 りか	こども家庭課長 草場 信秀	事後	人事異動に伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月30日時点	平成29年5月26日時点	事後	しきい値の時点修正に伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年8月1日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月30日時点	平成29年5月26日時点	事後	しきい値の時点修正に伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年8月1日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年5月26日時点	平成30年5月18日時点	事後	しきい値の時点修正に伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年8月1日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年5月26日時点	平成30年5月18日時点	事後	しきい値の時点修正に伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月9日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条1～6項	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条1～8項	事後	番号法の変更の伴う修正
平成31年1月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	母子父子寡婦福祉資金貸付システム、 統合宛名システム、中間サーバ	母子父子寡婦福祉資金貸付システム、 統合宛名システム、中間サーバ、業務共通基盤システム	事前	システム再構築(基本設計まで完了)に伴う変更。
平成31年1月31日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長役職	こども家庭課長 草場 信秀	こども家庭課長	事後	様式変更における内容変更のため、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年1月31日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月18日時点	平成31年1月15日時点	事後	しきい値の時点修正に伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年1月31日	2. 取扱者 いつ時点の計数か	平成30年5月18日時点	平成31年1月15日時点	事後	しきい値の時点修正に伴う記載内容の変更であり、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年1月31日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	様式変更における内容追加のため、重大な変更にあらず、事前の提出・公表が義務付けられない。